

## 学校における個人情報等の情報モラルへの配慮について

校内研修資料 (H18.8.21)～ 太田市立宝泉南小学校

### I 個人情報への配慮について (出典：ぐんまIT活用ガイド-71- 性別編-群馬県教育委員会)

#### ? 「個人情報」とは

個人に含まれる情報で、これに含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいう。

#### ? 個人情報を保護する法律が平成17年4月1日から施行されたが、その社会的背景は

今日、「個人情報」を利用した様々なサービスが提供され、私たちの生活は大変便利なものになっている。その反面、「個人情報」が誤った取扱をされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、国民のプライバシーに関する不安も高まっている。

このような状況を踏まえ、国民が安心して高度情報通信社会のメリットを享受できるよう、個人情報の適正な取扱を求めている。

#### ? 「個人情報データベース等」には、紙の情報も含まれるか

「個人情報データベース等」にはコンピュータ処理情報のほか、紙に書いてある情報であっても、個人情報を五十音順、生年月日順、勤務部署順など一定の方式によって整理し、目次・索引等をつけて容易に検索できる状態に置いてあるものも含まれる。

#### ? 事業所はどんなルールを守ることになるか

##### ○利用取得に関するルール

- ・個人情報の利用目的をできる限り限定し、必要な範囲を超えて取り扱ってはいけない。
- ・本人から直接書面で個人情報を取得する場合は、利用目的をあらかじめ明示する。

##### ○適性・安全な管理に関するルール

- ・個人データを安全に管理し、従業者や委託先を監督しなければならない。
- ・個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要がある。

##### ○第三者提供に関するルール

- ・あらかじめ本人の同意を取らないで第三者に提供することは原則禁止されている。

##### ○開示等に応じるルール

- ・本人から求めがあった場合には、その開示、訂正、利用停止等を行う。
- ・個人情報の取扱について苦情が寄せられたときは、適切かつ迅速に処理する。

※参考：インターネットで提供する個人情報についての判断基準(太田市の例)

項目	類 型	氏名	学 年	性 別	写 真 (個)	写 真 (集)	住 所	電 話	趣 味	作 品	備 考
I	スポーツ大会やコンテスト等で優秀な成績をあげ、既に出版・報道等で公にされている児童生徒に関する個人情報	○	○	○	○	○	×	×	×	○	・写真の取扱は十分に注意すること
II	出版・報道等で公にされていないが、情報提供や意見交換、研究発表等を行う場合の児童生徒に関する個人情報	○	○	○	×	○	×	×	×	×	・発達段階等により制限すること
III	その他、項目I・IIに該当しないものであって、当該学校において教育上提供することが望まれかつ有効であると学校長が判断する個人情報	○	○	○	○	○	×	×	○	○	・発達段階等により制限 ・PTA、卒業生等の情報も含む

### II 肖像権への配慮について (出典：ぐんまIT活用ガイド-71- 性別編-群馬県教育委員会)

#### ? 肖像権ってどんな意味

人の姿・形及びその画像などが持ちうる人権のこと。大きく分けると人格権と財産権に分けられる。プライバシー権の一部として位置づけられるものであるが、マスメディアとの関

係から肖像権に関する議論のみが独立して発展した経緯がある。(出典：フリー百科事典)

#### ? 人格権って何

被写体としての権利でその被写体自身、もしくは所有者の許可なく撮影、描写、公開されない権利。すべての人に認められる。みだりに自分の姿を公開されては恥ずかしい思いをしたり、つけ回されたりする恐れなどから保護するというもの。

犯罪の関係者(被害者・加害者・両者の周囲の人々)などが侵害されて問題となることが多い。

#### ? 財産権って何

著名性を有する肖像が生む財産的価値を保護する権利。著名性を有するということから、おのずとタレントなどの有名人に認められることになる。有名人の場合はその性質上個人のプライバシーが制限される反面、一般人には認められない経済的価値があると考えられている。例えば、有名人を起用したコマーシャルなどを使って宣伝を行うと、より多くの人々が興味関心を持つようになるなど効果が期待され、結果的に有名人には集客力・顧客吸引力があると言える。この経済的価値を「パブリシティ権」と呼ぶこともある。アイドル歌手などの写真を勝手に販売したりインターネットで配布したりするなど問題になることが多い。

#### ? 法律との関連については

現在のところ、日本においては肖像権に関するものを法律で明文化したものは存在していない。しかし、人格権に関しては一般に民法によって判断されることが多い。財産権については立法化の流れも生まれている。

### III 著作権への配慮について (出典：ぐんまIT活用ガイド-特別・特別編-群馬県教育委員会)

#### ? 著作権って何

著作権は、創造者が持つ『自分の創作物を他人に無断で使われない権利』ですが、これは「規則」でなく、「国際人権規約」などにも規定されている『人権』の一つです。(出典：学校情報化のマネジメント・明治出版社)

#### ? 学校で配慮すべき著作権にはどんなものがあるか

##### 1 著作物を複製し教材として利用する場合

新聞や写真、書籍などの著作物を授業で利用する場合には、指導上必要な著作物について、児童生徒数を限度に必要な部数を複製し利用することができる。

なお、市販のプリントや問題集の一部を複製することは、販売している企業の利益を侵害するので、著作権法に抵触する。

##### 2 著作物を試験問題として複製する場合

入学試験や定期考査で著作物を利用して試験問題を作成する場合は、著作者に許諾無しで利用することができる。その際、著作物の題名や著作者名を問う設問以外の場合には、出典の明示をしなければならない。

##### 3 教育番組を録画して利用する場合

授業で利用するために、テレビ番組等の録画を視聴することは、学習に必要であれば認められているが、それをライブラリー化して保管することは、著作権の侵害と見なされる場合がある。

##### 4 Webページに掲載する情報の著作権について

①に記載したとおり、学校では著作物の利用が特別に認められている場合がある。しかし、たとえ学校であっても、Webページをアップロードする場合には、著作権法に抵触していないか点検する。

##### 5 コンピュータソフトウェアの著作権

ソフトウェアは著作権法で保護されており、使用許諾契約書の条件に従ってのみ使用することができる。一般的に、市販のソフトウェア(パッケージソフト)を1本購入すると、1台のコンピュータ又は、同一人が使用する複数台のコンピュータのみにセットアップできる許諾内容となっている。

特に、学校などはコンピュータの設置台数が多いので、必要とするソフトウェアを揃えたり、必要台数にセットアップできるライセンスで契約したりするなど、計画的な整備が必要である。

#### IV 学校で配慮すべき個人情報等の扱いについて

##### 1 文書等の扱い

	品目	職	児	扱い方	保管場所	備考
公文書関係	小学校児童学習指導要録(学籍)		○	原則学校外持出禁止	耐火金庫	㊚
	// (指導)		○	//	//	//
	健康診断票		○	//	//	//
	歯の検査票		○	//	//	//
	卒業生名簿		○	//	//	//
	人事記録カード	○		//	//	//
	教員免許証(写し)	○		//	//	//
	履歴書(写し)	○		//	//	//
	採用等辞令(写し)	○		//	//	//
	出席簿		○	//	職員室	//
	給食費納入票		○	//	耐火金庫	//
	就学援助費関係文書		○	//	//	//
	教科用図書配当表		○	//	職員室	//
	出勤簿	○		//	//	//
	特別休暇簿	○		//	//	//
	年休簿	○		//	//	//
	職免簿	○		//	//	//
	離任地簿	○		//	//	//
準公文書関係	通知票		○	厳重注意で持出可	職員室	㊚
	個人調査票		○	学校外持出禁止	//	//
	学年・学級経営案		○	//	//	//
一般文書関係	職員名簿	○		厳重注意で持出可	職員室	㊚
	児童名簿		○	//	//	//
	新入学児童名簿		○	学校外持出禁止	//	//
	健康上配慮すべき児童一覧書類		○	//	耐火金庫	//
	就学指導関係書類		○	//	//	//
	学力診断テスト結果書類		○	//	//	//
	卒業文集・アルバム		○	常時公開可	校長室	
	学校通信等各種通信		○	個人情報に配慮して提示	一般公開	
	記録写真		○	//	//	
	各種記名アンケート		○	学校外持出禁止	期限付き廃棄	㊚
保険証の写し		○	厳重注意で持出可	//	//	

※ ㊚文書については、保管年数を経過したらシュレッダーにて処理

## V 児童の個人情報及び肖像権に配慮した承諾書の文例について

平成〇〇年〇〇月〇〇日

太田市立宝泉南小学校  
〇年〇組 〇〇 〇〇(君・さん)  
保護者様

太田市立宝泉南小学校  
校長 戸所 清 印

### 個人情報の(Webページ・学校通信等)への掲載について

本校では教育活動状況を、(学校Webページ・学校通信等)に掲載することを計画しています。その内容については、児童の氏名や作品など個人に関する情報等を含めて考えております。

つきましては、〇〇〇〇(君・さん)の個人情報を下記により掲載させていただきたいと思っておりますので、内容をご確認の上、ご承諾いただきますようお願いいたします。

ご承諾いただける場合はお手数ですが、必要事項を記入の上、本書を学校長宛にご提出ください。

### 記

1 記載内容 ※掲載の内容が分かる具体的な資料等を付ける。  
(例：原文や写真のコピーなど)

2 掲載方法 ア 学校Webページ  
イ 学校通信  
ウ その他( )

3 掲載期間 ・約〇ヶ月  
・〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日

4 その他(掲載する際の条件等)

※インターネットのWebページで提供した情報は、全世界のコンピュータから閲覧が可能となります。情報提供について疑問に思われる点がございましたら、遠慮なく担当までお問い合わせください。

※ご承諾後、情報掲載の中止を希望される場合には、担当までご連絡ください。

問い合わせ連絡先 0276-31-0518  
担当者名 〇〇 〇〇

----- キ リ ト リ -----

平成〇〇年〇〇月〇〇日

太田市立宝泉南小学校  
校長 戸所 清 様

保護者名 〇〇 〇〇 印  
児童生徒氏名 〇〇 〇〇

### 個人情報の掲載利用承諾書

依頼のあった 〇〇〇〇の個人情報について、(学校Webページ・学校通信等)に掲載することを承諾致します。